

消費者庁電気料金アドバイザー会合（第3回）

日 時：令和5年5月10日（水）13:00～14:05

場 所：中央合同庁舎第4号館 4階 共用第4特別会議室

出席者：

消費者庁電気料金アドバイザー（五十音順）

石橋 哲 東京理科大学大学院経営学研究科技術経営専攻教授  
宇田 左近 株式会社ストラテジー・アドバイザーズ取締役副会長  
大島 堅一 龍谷大学政策学部政策学科教授（※オンライン出席）  
後藤 治 A.T.カーニー株式会社シニアパートナー  
高橋 洋 法政大学社会学部社会政策科学科教授（※オンライン出席）  
仲田 裕一 元 品川リフラクトリーズ株式会社代表取締役副社長

経済産業省 資源エネルギー庁

吉瀬 周作 電力・ガス事業部 電力産業・市場室長

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局

新川 達也 事務局長  
池田 卓郎 取引監視課長  
東 哲也 取引制度企画室長  
安原 清英 取引監視課課長補佐

消費者庁

片岡 進 政策立案総括審議官  
檜橋 康英 参事官(公益通報・協働担当)

○消費者庁（檜橋参事官） 皆様ありがとうございます。定刻となりましたので、これから第3回目となります「消費者庁電気料金アドバイザー会合」を開催させていただきます。

なかなかの頻度で開催させていただいていること、皆様の御協力をいただいていることに感謝を申し上げます。

まず冒頭、消費者庁政策立案総括審議官の片岡より一言申し上げます。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） 皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。会合の開催に当たりまして、一言申し上げたいと思います。

先ほど参事官からもございましたけれども、この会合は5月2日、5月8日、そして本日3回目の会合になるわけですけれども、異例の頻度で開催ということで、それだけ我々共通の理解を得たいということから、こうした異常とも思えるような頻度で開催をさせていただいているということでございます。アドバイザーの方をはじめといたしまして、御対応いただいている皆様に御礼を申し上げたいと思います。

議論に入る前に、前回の5月8日の会合での議論を少しサマリーアップしたいと思います。

消費者庁のアドバイザーの方からは、もともと高コスト構造であったところに自由化が始まり、価格低下圧力に耐え切れずにカルテルで価格維持を図ったのではないかと推定されるとの問題提起がございました。

経済産業省、それから経済産業省から提出のあったデータ資料からは、中国エリアでの公共調達案件の落札者の実態からは、関電の落札件数が2018年に100件超あったものが2019年2月以降はゼロになるなど、顕著な影響が見られたこと。それから、この間、新電力の落札が増えたけれども、その後その割合が低下していること。そして、2019年に限って見れば、高負荷率の需要家を中心に中国電力の落札価格が高くなっていた実態が把握されたこと。また、修繕費や委託費に係る調達に関しては、競争入札の割合が1桁と極端に低く、特命調達が大宗を占めていることなど、特殊な状況が明らかになったところだと理解をしております。

こうした実態を踏まえれば、カルテルの影響があったのではないかと考えられることから、果たして過去の効率化努力が十分であったのかの検証が必要ではないかという点。データからは必ずしも十分な効率化が行われていなかったのではないかということ。アドバイザーからは御指摘をいただき、経産省から、特に経産省から提出された資料では、発電部門の固定費が経年変化で見れば、低下するのではなくて、むしろ増加する傾向が見られたこと。販売部門における固定費は、カルテルの影響からか、逆に低下する傾向が見られることについて、果たして効率化が行われていたのかどうかについて、その理由の御説明をお願いしたところでございます。

また、効率化係数そのものにつきまして、過去水準、ベンチマーク、さらにTFP上昇率を前提にしたさらなる深掘りの3段階で厳しく査定をするという御説明がございましたけれども、他方で、そもそもどの程度の深掘りが妥当であるかの判断基準については不明であるという御指摘もあり、その辺りにつきましては説得力のあるロジックでの説明、検証不可能な点及び検証可能な点の線引きの明確化も必要ではないかという議論もなされたところでございます。

また、福島原発の安定化維持に係る費用が原価に織り込まれている点につきまして、過去の査定方針でも、発電所の停止後から廃炉開始までの間の安定化維持に要する費用の計上を認めるとした前例と整合的と言えるのか。すなわち、福島原発は既に廃炉プロセスに入っており、廃炉開始までの間を超えているのではないかというような問題提起もなされたところでございます。

本日は、前回御提起をいただきましたこうした問題点について、経済産業省からの御説明を受けながら御議論をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○消費者庁（檜橋参事官） それでは、ムービーについてはここまでとさせていただきます。御退室をお願い申し上げます。

それでは、会合を再開させていただきたいと思います。

前回のアドバイザーからの指摘等も踏まえまして、本日も経済産業省さんに資料を用意していただいておりますので、まずそちらを御説明いただいて、その後、質疑応答、意見交換をさせていただければと思います。

では、よろしくお願い申し上げます。

○経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

電力・ガス取引監視等委員会事務局長をしております新川でございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、そもそも11月末に規制料金の改定申請があつて以来だと思っておりますけれども、この協議のプロセスに入りましても、先ほど檜橋参事官、片岡政策立案総括審議官からもありましたように、2日、8日、10日と大変なお時間を割いていただいていたような場を設けて御議論していただいていたことにありがとうございます。御礼を申し上げる次第でございます。

先ほど片岡政策立案総括審議官から、前回会合のサマライズを的確にさせていただいたと理解しておりますので、それについての振り返りは割愛させていただきますが、今回は前回会合でいただいた御指摘事項のうち、能率的な経営に関する規定について、中国電力の費用水準の推移について、また、福島第一原子力発電所に係る費用の取扱いについて御説明をさせていただいて、御議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は、課長の池田と室長の東のほうからさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（池田取引監視課長） それでは、資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、能率的な経営、これは法律上の要件となる部分でございますが、前回、能率的な経営について資料がない中で御説明を申し上げたところでございまして、コメントール等の正確なところを確認いたしまして、改めて今回御説明し直したいと思っております。

まず、電気事業法の附則で、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることなどに適合していると認めているときは認可しなければならないとされているというのが規定でございます。

この点について、電気事業法の解説、要はコメントールを確認しましたところ、経営効率化努力を怠ることがないよう、適切な効率化努力を行う経営を前提として料金算定を行う趣旨を明確にしたものであると説明されているところでございます。

その上で、料金審査要領、要は審査基準でございますけれども、この第2章という部分が審査要領の中心的な部分でございますが、これに沿っていろいろ審査を行ってきたわけですが、第2章の冒頭の部分で、料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであることについての審査は以下の観点から行うことと

すると書かれておりまして、その後に、様々な費目で事業者の効率化努力を織り込んで査定を行う旨が記載されているところがございます。

こうしたことを踏まえまして、今回の審査に際しましても料金審査要領などのルールにのっとり厳正に審査を行い、査定方針案を取りまとめたところでございます。

次に4ページ、中国電力の費用水準の推移です。これは、私どものほうから前回会合の資料の16ページ目と17ページ目に、お手元に資料がなければ恐縮なのですが、発電電力量当たりの費用、販売電力量当たりの費用を電力会社別に折れ線グラフで示させていただいたところ、アドバイザーの先生方から、発電電力量当たりの費用につきましては、中国電力が平均よりも低いとか何とかというのではなく、例えば2016年から一貫して増え続けている、そういった傾向的などころについてもきちんと見る必要があるのではないかと。あと、販売電力量当たりの費用についても、中国電力が低いという結果が出ていたのですけれども、これも可能性としては、カルテルを行った結果、営業費用がかからなくなって抑えられているという側面もあるのではないかとといった御指摘があったところでございます。それで、可能な限りそこは確認をしますと前回申し上げたところで、それを確認した結果を御報告させていただきます。

5ページ目以降が、発電電力量当たりの費用が中国電力が2016年から増加傾向にあるところについての分析でございます。

6ページの表を御覧いただきたいのですが、上の表は中国電力の発電部門のコストの内訳を示したものでございまして、合計額を見ますと、2016年からずっと1300億円前後で、おおむね横ばいの傾向にあります。一方、発電電力量については、2016年から一貫して減少傾向にあるところでございます。

発電電力量が減少傾向にあるというのは、小売全面自由化に伴う離脱の増加、あるいは新型コロナウイルス感染症拡大による電力需要の減少、再生可能エネルギーの買取量の増加といった理由が考えられるところでございます。

他方、発電部門の固定費につきましては、中国電力の説明によりますと、1つは修繕費が2016年、2017年は火力発電所の対象が11基だったわけですが、2018年度は6基となり、修繕費が減少して、それ以降は火力発電所の休廃止により定期点検の基数が6基から9基で推移したものを反映している。

委託費につきましては、2019年と2020年がちょっと高い数字になっていますが、これについては原発の再稼働に向けた安全審査対応の業務が増加したこと。

減価償却費につきましては、2019年以降減少していますけれども、これは償却方法を定率法から定額法に変更したことによるものといった状況になっております。

これをもろもろ足しますと1300億円前後での推移ということになっております。要は、発電部門の固定費がおおむね横ばいである中、発電電力量が減少しているため、キロワットアワー当たりで見るとコストが上昇していると推測されるところでございます。

続きまして、7ページからは販売部門の費用の推移でございます。中国電力の販売電

力量につきましては、先ほども申しましたとおり、小売全面自由化に伴う離脱の増加の理由などから減少傾向にあります。

他方で、販売部分の固定費は、8ページのとおりやや減少傾向にある。この原因としては、一番ウェイトが高いのは人件費なのですけれども、例えば2017年度にセールスセンターを30か所から23か所に統廃合するなど、業務の集中化とか組織の統廃合を行って人件費が減少したということでございまして、トータルのコストでも減少している。そして、販売電力量も減少しているということで、割り算をしますと販売電力量当たりの費用水準は横ばいになったというところがございます。

いずれにせよ、前回持ち越しとなった点についての御回答でございますけれども、その他、資料には記載しておりませんが、やはり高コスト構造になっていないかといったところの検証が必要であるということで、前回会合では、例えばフォローアップの実施について御指摘を踏まえて御提案させていただいたところがございますが、今後の査定方針案につきましては、フォローアップをやっていくことが重要なので、それを前回の会合も踏まえまして査定方針案の中にフォローアップも織り込むことも検討してまいりたいと思います。

○経済産業省（東取引制度企画室長）　続きまして、3番目の福島第一原子力発電所に係る費用の取扱いについて、12ページ以降で御説明させていただきます。

前回会合におきまして、過去の査定方針の中で、安定状態維持に係る費用を料金原価に含めることは、通常の前発においても、発電所の停止後から廃炉開始までの安定状態維持に要する経常費用が原価に含まれることと整合的だと記載されていることにつきまして、「廃炉開始まで」と書いてある点につきまして、福島第一前発は廃炉をもう既に開始しているので、そういった費用算入は認められないのではないかと御指摘がございました。

この点につきまして、まず過去に査定方針で書かれていることは、一般の原子炉、上で御指摘いただいている箇所が主たる根拠としてこういった査定を行ったというものではなくて、1つは、ここに書いてありますように、そもそも特損で処理したようなもの、ワンショットの費用については料金に算入を認めない。それから、設備投資に当たるような資本的支出についても認めない。これもかなり厳しい考え方だと思いますが、今後取得する設備投資に関しても認めないとした上で、経常的に発生する費用は会計上費用として計上されるものであって、これが料金原価として認められるかどうかというのが論点であるというところが出発点としてありました。その上で、そういった電気事業を継続する上で必要となる経常費用については認められ得るというのが結論であります。

よって、この点に関して申し上げますと、現在でもそういった安定状態維持のための費用が経常的に生じているという状況は変わっておりませんので、こうした原価が含まれ得ると考えてございます。

また、東京電力としてちゃんと収益から資金調達するとされている積立金を充てている部分と重複がないということにつきましては確認をしているということでございます。

ですので、大きな考え方としては、会計上発生する費用、フローで発生する費用について、電気事業に必要なものなので合理的な範囲で認められ得るとというのが基本的な考え方だと思っております。

その上で、資料には書いてございませんが、廃炉開始という、これはあくまで通常の原因における廃炉開始ということを書いているわけですけれども、その点について申し上げますと、福島第一原発につきましては原子炉規制法における廃止措置の開始というのは実はまだしておりませんで、そういった意味で通常の原因における廃炉開始、つまり廃止措置に入るところには至っていないということでありまして、そういった観点から「廃炉開始まで」というところの指すものが1Fと通常の原因による発電所では違うということもあろうかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○消費者庁（檜橋参事官）ありがとうございます。

それでは、ここからは質疑応答、意見交換に移りたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、高橋アドバイザーからよろしくお願いいたします。

○高橋アドバイザー ありがとうございます。法政大学、高橋でございます。

先ほどの1点目、能率的な経営という昨日の私からの質問に対して、より丁寧に正確に御説明をいただき、ありがとうございました。

おっしゃりたいこととしては、法律上、「能率的な経営」という文言があるが、その意味するところは、独占時代から同じ文言が使われていて、それはすなわち審査規定であると。審査規定があって、料金審査要領に基づいて原価等を査定してきたのだと。したがって、今回私どもが指摘しているカルテル等々の影響、不正行為の影響というのは、料金審査の要領としては入っていないと。それはそれで問題であって、別途調べないといけないことはもちろん同意されているわけですけれども、今回の料金審査とは直接の関係はないのだと、恐らくおっしゃりたいのだと理解いたしました。

ですが、私の理解では必ずしもそうではないのではないかと思っております。なぜならば、今回起きた事象は、自由化過程において規制料金を審査する中でのこととなります。先ほど御説明があったとおり、もともと2005年とか、それ以前から能率的な経営という言葉が入っていた、だから、それは審査規定に沿ってやるのだということだったわけです。けれども、今般はもう自由化されている中で、かなりの部分が御承知のとおり自由料金が存在する中で、家庭部門においてはまだ規制料金という仕組みがわざと残されていて、その中で、小売全面自由化以降は初めてだと思っておりますが、規制料金の審査をすることになったわけです。

そうすると、これは完全に独占であった時代の料金審査とはかなり意味が異なるのではないかということです。その上、私どもが指摘しているとおりに、実際に不正行為が起きてしまったわけでありまして。カルテルについてはかなり説明といたしますか、データを示されましたけれども、もう一つ不正閲覧のほうもございます。

常識的にといたしますか、普通に消費者目線で考えれば、これだけの不正行為を支配的事業者がしたのであれば、様々な形で電気料金に影響があるだろうと想像されるわけがあります。したがって、法律の文言としては「能率的な経営」と書いてあって、普通に考えれば能率的な経営ではないというときに、いやいやそれは関係ないのです、あくまで審査規定があって、その規定上の原価が幾らとか、フォーミュラに基づいた審査をすればそれで済むことなのだという御説明は、少し違うのではないかと感じております。

もう少し言えば、もう5か月ぐらいかけて料金制度専門会合でかなり精緻な審査をされたのでしょうかけれども、そもそも自由化過程において規制料金を審査することの意味を議論されたのでしょうか。そういう議論をして、不正行為も起きたのだけれども、能率的な経営という考え方とは違うということまで判断をされたのか、その辺りのことの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） どうもありがとうございます。

このスライドで御説明を申し上げたところは、能率的な経営についての趣旨の紹介でございます。

ここで私どもが申し上げたいのは、審査要領でカルテルが位置づけられていないということでは決してございませんで、要は審査要領で示させていただいた審査基準というのは、しっかりと効率化努力を織り込んだものであるかということとを厳格に見ていきなさいということが記載されているものであると理解しております。

審査要領も具体的な記載についていろいろ濃淡がありまして、料金算定の規則も含めてもそうなのですが、例えば事業報酬みたいに具体的な計算方法まで指定されているところもありますけれども、実際はそうでないものも多数ございます。そこで、私どもが能率的な経営ということも意識しながら厳しく審査をするように、できる限り努めさせていただいているところでございます。

あと、自由化前と自由化後で意味合いが違ってくるのではないかとということについては、まさにそこはおっしゃるとおりであり、先生の御指摘の点とは少しずれるかもしれませんが、例えば料金制度専門会合の議論の中では、自由化が進んでいるので、前回の2013年、2014年前後の料金審査と今回の料金審査の違いがどういうところにあるのかということとは非常に大きな論点になったところでございます。

例えば、自由化部門が広がったことによって、我々の審査というのは、まず電気料金全体のコストを積み上げて計算して、それを自由化部門と規制部門に分けるわけがございますけれども、そこで自由化部門と規制部門の料金の案分が適切に行われていなければ

ば、それこそ規制部門で高い料金を取って、それを自由化部門につぎ込んで新電力を排除するといった問題も懸念されることから、費用の案分もしっかりなされているのかみたいな指摘はございまして、そこは適切に案分が行われているかというところも厳しく審査をさせていただいたところでございます。

また、自由化される前は競争制限行為を行う余地がなかったところですが、今回いろいろ不正な行為が行われたということがございまして、そこが数値的にどうだったのかというところまではなかなか検証することができなかったところですが、真に効率化が行われるように、私どもは厳しく審査をすることに努めたところがございます。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 1点だけ補足させていただきますと、資料上、能率的な経営というところの自由化前のものを引っ張っているのではないかとということで、そこはミスリーディングだったかもしれませんが、審査要領自体は、小売全面自由化に伴って2016年に経過措置料金に合わせて新しくつくられておりまして、その後も専門会合での議論などを踏まえながら随時アップデートしてきた審査要領に従って審査を行っておりますので、よって立つものがずっと古いもの、自由化前のものを見ながら審査しているということではないということは一応御認識いただきたく、よろしく申し上げます。

○高橋アドバイザー 御説明いただき、ありがとうございました。

もちろん規制部門と自由化部門を分けてやっているの、全く同じフォーミュラではないのですよというところは私も理解をしております。

先ほどの池田課長の御説明で、私がこれまでもしかしたら誤解をしていたところがあるのかなと初めて気づいたのですけれども、今おっしゃっている話ですと、能率的な経営の下に審査をしているのですよというときには、カルテルの影響も含むとおっしゃったように聞こえたのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

○経済産業省（池田取引監視課長） カルテルによって非効率になっているところがあれば、それは査定をしていくことになります。

ただ、カルテルがあって、実際にキロワットアワー当たり何円不当利得的なものが発生したかというところは検証ができなかった部分でございますので、カルテルがあったからこれだけプラスして査定をするみたいな形の審査ではなくて、あくまでも能率的方法を取っているかという観点での審査になってしまいます。

発想としましては、先生がおっしゃるように、カルテルを問わず競争が不活発であることによってコストが明らかに高くなっているところがあれば、それは査定をしていくこととなりますが、今回、こういう点は認められない等々のいろいろな査定を行ってきているところではありますが、そのうちどの部分がカルテルかというところについては説明できませんけれども、理念としてはそういう理念も含んでいるものということでございます。

また、カルテルの影響とか非効率な部分というのは今回検証し切れなかったところもありますので、そこはしっかりと今後フォローアップを行っていきたいと考えているところでございます。

- 高橋アドバイザー これでも最後にしますが、審査の対象にカルテルの影響を含むということ認められていて、多少は調べましたけれども、すごく細かいところまでは検証できないので、そこはお許しいただきたいというふうに理解をいたしました。

そうだとすると、第1回目から、市場シェアがこうなっているからあまり競争に影響がないのだとか、非常に表面的なデータだけを我々に示されて来ました。キロワット当たり何円とか、そういうところまではさすがに難しいというのは、全く同意するところですけども、もう少し具体的に個別に踏み込んで審査をしないとなかなか分からないのではないかと、市場シェアだけを見てカルテルの影響がなかったというのは言い過ぎではないかという指摘に、結局つながってしまいます。そういう意味では今話がつながった、腑に落ちた気がいたしました。

我々が求めているレベルまではできないのだとおっしゃっている。そこが最大の認識の違いで、それでいいのかというところが、恐らく消費者庁との協議の最大のポイントになると理解いたしました。

私からは以上です。

- 宇田アドバイザー どうもありがとうございます。

あと、今日も資料をどうもありがとうございました。

私のほうから、1つは今日の資料についての概括的な感想と、それから今ちょうど議論になっていたような論点はどういうふうに整理されるのかというところを簡単にお話ししたいと思います。

今日の資料は、最初のところの能率的な経営は今の議論のとおりなので、こういう状況の中で「能率的な経営」というのはどうしてなのという素朴な疑問に対してまだ残っています。問題としては、皆さんはルールに従って査定はちゃんとしましたと。だけれども、私どものこの協議は、電取委さんのこれまでの査定に対してどうのこうののではなくて、経産省さんと消費者庁の協議でありますので、自分たちはルールどおりやりましたよという話だけではなく全体にこれで効率的な経営だったのか、能率的な経営だったのかという基本的な問いは経産省全体として受けとめてもらいたいと思った次第です。

あと細かい話になるので、この手のことをあまり議論していてもしょうがないなと思ったのですが、例えばおおむね1300億円程度で推移しているというのがいいのか悪いのかという議論が結局よく分からないのですね。

中国電力さんにいろいろ指示してデータを出してもらったのかもしれませんが、普通だと需要が減ったらコストも調整して減らすのではないかと思いますけれども、これが1300は共通で変わらないで、需要が減ったから単価が増えたように見えるので、

これはしようがないのであるという議論では、解決にはつながらないというか、査定にもつながらないと思うのですよね。

だから、電力会社さんからデータを出してもらってお示しいただくのはいいのだけれども、それに対してどう評価するのかとか、それがいいか悪いかというのをどういう基準で皆さんが判断しているのかといったことが実は大事なところではないかと思いません。

今日の話は、これを一つ一つ細かく議論していくというよりは、全体的にはそういうことではないかなと思いました。

それで、今、池田さんが非常に大事なことをおっしゃったと思うのですが、1つは、もともとカルテルとか情報漏えいと規制料金の話は、それはそれ、これはこれで、関係がないのだというスタンスで議論をされていたのではないかと我々は思っていました。直接的な影響はなく、間接的な影響についてもはっきり分からないという前提で議論がされてきたと思うのですけれども、今のお話であるとする、規制料金のところについても、この前のお話の中で自由料金のほうが上がっていて、それからコストも非効率を前提にして進めていて、顕著な効率化がないという前提で考えてみると、何かしらのコスト圧力というか、それによる影響はあったかもしれないと。それについてはあったかもしれないけれども、数字では検証する力はありませんでしたと言っているのかどうか分かりませんが、今までのやり方の中ではそういう検証はできませんということだったのかなと思うのですよ。そういう理解でいいのかどうかということは一つ確認をさせてください。

それから、非効率が維持されるというのは、もともとが高コストであり、業界としてもかなり特殊な業界であるということで、我々も横並びで比べてみてもなかなか分からないのではないかという話を最初から申し上げていたのですけれども、やはり特殊な要素というのが前回も随分明らかになってきましたので、もともとが高コストで、そこに競争が入って苦しくなったので、カルテル等々をやりました、こういう構造がかなり見えてきたと思うのですよね。

その中で、しかしながら、もしカルテルがなかったら幾ら効率化できたかというところは分かりませんと。だけれども、そういう構造の中で行われたのだということも前回の議論ではかなりクリアになってきたのではないかと思います。

この辺りについて、皆さんはそうであると御理解されて認めるというか、同意というか、同じ土俵に立てるのかどうかというところが私はすごく大事ではないかなという感じがしました。

もともとの前提条件の違いからスタートしてしまいましたので、それが前回の2回の議論において大分いろいろ共通理解ができてきたかなと思いますけれども、いま一つ、その部分についてはぜひ経産省さんの意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○経済産業省（新川事務局長） 私どもは電力・ガス取引監視等委員会であって、省を代

表してと言われると隣の吉瀬室長にお願いしたらいいかもしれませんが、いただいた御指摘に対して私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、電力業界が高コストであるということについては、我々はかなり古い段階からそう思ってやってきております。古くは、IPPを導入して、そこから自由化をしてというところからでございますが、この高コスト体質をどのように改めていくのかというのが電力システム改革のずっと基調を流れる大きな課題であったと思っております。

そういう意味で、自由化した後、新電力が加わり、さらに新電力がなかなか電源にアクセスできないということで内外無差別にしっかり取り組まなければいけないという課題も含めて、どのように全体として競争を活性化して効率を上げていただくのかと。それは新電力もそうですし、旧一般電気事業者も効率化をするのかというのは大きな課題であると思っております。

そういう意味で、カルテルについては、2013年のシステム改革報告書のところで越境取引は1個しかないということがわざわざ書かれているように、疑義はみんな持っていた、ただ、それが証拠としてこのように出てきたというのは、今回の公正取引委員会の認定によって明らかになったということだと思っておりますが、高コストの中で競争があった中でカルテルが行われたということについては、私どもも極めて遺憾であると思っております。また、その過程で不正閲覧事案があったということについても、極めて遺憾と思っております。これについて、私ども電力・ガス取引監視等委員会のほうで報告徴収や立入検査をして、大臣から業務改善命令を出していただいた、私ども委員会としても業務改善勧告をさせていただいたといった対応をさせていただいているところでございます。

したがいまして、先ほど御指摘がありました高コストの中で、苦しいところでカルテルがあったのではないかということについては、私どもはそのような認識の下で、かつそういったことがあってはいかんという意味で、極めて遺憾と思っているところでございます。

それから、それはそれ、これはこれということに関して、そういった表現を私どもが使っていたかどうかは確認しないといけませんけれども、そういったカルテルといった不正な行為が行われることは極めて遺憾であるという中で規制料金の審査が出てきている中で、どのように対応するかということであったと思っております。

ただ、法律上の行為である以上、審査基準に従って審査をしていく必要がある中で、それぞれについて、燃料費は燃料費、設備投資は設備投資で厳しく見させていただいて、特に効率化のところでは非常に厳しい査定をさせていただいたということでありまして、決して今回のような事案がなければここまで厳しくする必要があったのかどうかということについてまで考えますと、皆様からの御指摘もあり、消費者、国民の御理解を得るためにも厳しい査定が必要であると考えたというものでございます。

取りあえず以上でございます。

○宇田アドバイザー 1点確認なのですが、規制料金への影響はあり得たとか、あるという前提で厳しく査定をされたという理解でよろしいでしょうか。

○経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

前回の資料の冒頭にご書かせいただきましたが、まず、これまでの規制料金という意味で今回審査をしているものではなく、これまでの規制料金という意味では改定されていないので、カルテルの影響はこれまでの料金についてはないと思っております。

ただ、そのもとより、高コストという意味であれば、それは構造的な問題であって、これまでも高コストの中でどのように効率化するかということをご工夫してきたと思っております。

今回の審査をしております規制料金への影響という意味においては、影響が出ないように査定を行ったということであって、仮に高コストのまま認可をしてしまった場合には影響が出得るものであったものが、そうならないように査定を行わせていただいたということであろうと思っております。

○宇田アドバイザー 規制料金への影響があり得たという前提に立って今回は査定をされたという理解でよろしいですか。

○経済産業省（新川事務局長） 私どもは、前回の資料にも記載させていただいておりますが、カルテル事案の影響が間接的に規制料金に影響することを排除するという観点から査定をさせていただいたと思っております。

○宇田アドバイザー 文言はともかく、間接的、直接的という話がいつも出てくるのですが、前回ここで議論したことによると、価格が高止まりしているということと、経営努力がなされていないということで考えてみると、本来、経営努力をされていたらば、プライスレベルはもう少し下がっていたかもしれないということに関しては、これは直接的、間接的というよりかは、そういう可能性があったことを認めるかどうか。

つまり、カルテルがあったがゆえに価格の高止まり、あるいは非効率の温存があったという、幾らあったというのはなかなか証明できないというのはよく分かったのですが、そういう前提で皆さんは今回の査定に臨んだという理解でよろしいですか。

○経済産業省（新川事務局長） その点については、直接的な影響というのは、まさに今回カルテルが認定されているのは特別高圧・高圧の領域であって、低圧というところのカルテルが直接認められているわけではないという意味で「間接的」という言葉を使わせていただいております。

○宇田アドバイザー 間接的というのはそういう意味に限定するというので分かりました。

そうすると、今の話の中で、フォローアップという話がさっきから出てはいるのですが、このような場合に果たしてどういう体制でフォローをすればいいのか、何を見ていけばいいのか。

今回ここで議論されたような見方というのは多分あると思うのですよね。出てきた資

料がかなりマクロ的なものであり、あるいは個別の効率化についてはよく分からない、理由もよく分からないというものが多かったと理解をしております。この辺りはどう考えられるかということ。

この点については、高橋先生もフォローアップ等々についてはいろいろ御意見をお持ちだと思いますので、私の意見の後、よろしかったら高橋先生のほうからも一言お願いをしたいと思います。

○高橋アドバイザー 大島先生が手を挙げていらっしゃるけれども、この点だけ。

こちらのフォローアップの資料からは、基本的には原価とかコストがまだまだ下がるのではないかという観点からのフォローアップというふうに見えました。

私どもは、もちろんそれはそれでやってもらわないといけないのですが、やはりカルテルや不正閲覧が消費者の電気料金に影響を与えたのではないかというところに最大の関心を持っています。これまで電取委さんも頑張って幾つかやっていただいたのですが、もっともっと細かく調査をやる余地があるのではないですかということをお願いしております。

もし仮にフォローアップをやる、これが重要なのだとおっしゃるのであれば、引き続き、電気料金に与えた影響についてもしっかりとフォローアップをする。ここまでの市場シェアがどうのこうのという話を超えて、個別に、カルテルについてはこれからですが、不正閲覧については一つ山を越えたというか、業務改善命令まで行っていますので一段落ついた印象をお持ちかもしれませんが、電気料金に与えた影響という意味においては、私どもはまだまだ不十分だと思っています。電気料金に与えた影響についてもフォローアップしていただきたいのですが、ここに含めていただけるのでしょうか。

以上です。

○経済産業省（池田取引監視課長） まず、フォローアップをどういう体制で行っていくのかという点につきましては、この資料に記載しておりますとおり、調達に係る有識者の知見も得るような形で工夫しながら行っていきたいと考えてございます。

また、カルテルが与えた影響についてもフォローアップを行うのかという御質問ですが、私どもはフォローアップというのは今実施している事後評価よりもさらに広げていろいろやっていきたいと思っているところでございまして、カルテルの影響をどう分析していくのかというところは非常に難しいところではありますけれども、私どもとしては、フォローアップの範囲、射程については、少なくともここで入り口から絞ることなく、どういう検証ができるのかというのは多面的に検討していきたいと思っております。

お答えになっていなくて恐縮です。

○高橋アドバイザー 今この資料に書いていませんので、課長としてすぐ答えられないというのは分かります。しかし、不正閲覧、カルテルの影響も能率的な経営の審査に含むと課長がお答えでしたので、さらにその影響がどの程度だったのかも個別具体的に調べ

る、それをフォローアップに含めることを改めてお願いいたします。

私からは以上です。

- 宇田アドバイザー 今の点も非常に大事で、今までの議論で、規制料金への間接的な影響はあったという前提で今回は厳しめの査定をしましたと。しかしながら、どのぐらいあったのかは分からないし、どのぐらいあったのか分からないと本当に厳しめなのかどうかというのも最終的には分からないのですよね。

だから、今回それを判定はなかなかできなかったという前提に立たれているので、では次にこれからはどうするのだろうかということについては、今、高橋先生がおっしゃったこともぜひ加味して、また、もっといろいろなことが起きてくるかもしれないので、そういう意味ではデータポイントとか、お客からのデータというのものもあるかもしれませんし、発注、調達からのデータもあるかもしれませんし、そういうところに対してしっかり中をよく見ていていただきたいと思いますよね。

今回のこれは非常に実り大きい議論だったのではないかなと思うのです。そういうことを中に入れていただくというのもすごく大事なことなのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

- 経済産業省（新川事務局長） ありがとうございます。

高橋先生がおっしゃった、まず料金という意味では、現状の事後評価そのものが料金の事後評価ということでございますが、今回フォローアップを加えていくのは、特に今回御議論させていただいた発注の妥当性とか、そういったところをきめ細かく見ていく必要があると思っております。

その過程でどこまでというのは、かなり今回頑張ってカルテルの影響については見させていただいたつもりでございますけれども、不正閲覧の影響をどこまで見るかということもフォローアップの中で考えていきたいと思っております。

フォローアップしていく以上、今、宇田アドバイザーの御指摘のように、どういうデータを持ってフォローアップしていくのかということは非常に重要だと思いますので、その点工夫ができないか、さらに考えてまいりたいと思っております。

- 消費者庁（檜橋参事官） 大島アドバイザーの手が挙がっています。よろしくお願いいたします。

- 大島アドバイザー どうもありがとうございます。

カルテル事案については、フォローアップを適切に徹底的にやっていただきたいと思っております。

私のほうからは、高い原発の電気を買うことから派生した福島第一原子力発電所の廃炉の費用が規制料金の原価に入っていることについて御回答いただいたので、それについてコメントします。

私の感想ですけれども、東電の福島第一原発の事故費用、廃炉費用は、東電の企業努力で確保するのだということを議論しました。16年前に政府のほうでしています。なの

に、12年以來の政府での議論を踏まえ、11年間も総括原価方式の規制料金に頼るとは何事かという見解を消費者視点からは言わざるを得ません。

廃炉には入っていないのだと電取委の見解を少しお話しになりました。それは実際にそうです。廃止措置には入っていません、これは通常炉とは違う、そのとおりなのですが、そんな議論をしていないのですよね。

御存じだとは思いますが、もともとの貫徹委員会でどう書いてあるかという、福島第一原子力発電所の廃炉の資金管理・確保の在り方と書いてあるのですよ。廃炉を今していないのですかという話です。違うでしょう。その話は説明になりません。

資金の管理の在り方に関して、東電委員会から国に対して同年10月、1Fの廃炉に必要な資金については東京電力が負担することが原則であり、東京電力にグループ全体で総力を挙げて捻出させる必要があるとの考え方の下、国民負担増とならない形で廃炉に係る資金を東電に確保させる制度について検討要請がされました。本小委員会は、この要請を踏まえ、1Fの廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、長期間にわたり必要となる巨額の資金の適切な管理を担保する制度云々、それを議論したのだと。

もちろん料金改定が12年からされていないので、それが放置されていたというのは、しょうがないのだと思います。料金改定を今回するに当たって、東電改革委員会と電力システム改革貫徹小委員会に書かれている文章をそのまま素直に読めば、今の1Fの安定化費用であっても、これが電気事業を継続的に維持するために必要な費用なのだということを言って、廃炉の費用を総括原価方式の電気料金の一部から取るなんていうのは、1Fの東電の改革委員会の精神からすると全くの間違いだと思います。もちろん東電が出してきたときはそのような形で出してきたのかもしれませんが、安定化費用を入れるなどということは制度としてまだ決まっていなかったと思いますよ。12年はそうだったと思います。

そのことを議論していたら、当然ながら何十年間も安定化費用は要るわけですから、それが今の安定的な電気事業を維持するために必要な経費なのだということになるのかといたら、そうではないと私は思います。当然、消費者もそうだと思います。また、電力システム改革貫徹小委員会の中で国民負担にしないと書いてあるのですから。東電の経営努力で払うと書いてあるので、これは東京電力の今の姿勢を認める、迎合するようなやり方だと言わざるを得ません。非常に残念だと思います。こういったことがその理屈だといつまでも続くということになってしまいますので、そこは改めていただきたいと思います。

あと、経済産業省をはじめ、ほかの政府各省は全部廃炉と言っていますからね。今、廃炉過程にあることを前提に議論していますから、もちろん規制委員会で言う廃止措置には入っていませんよ。だけど、これは異常な事態だからです。

今の御説明は消費者目線からするととても納得できないし、2016年の議論からしても、あれは消費者負担にならない、国民の負担ではないと整理していますから、そういう意

味ではまだこれが続けるのかと言わざるを得ません。非常に残念だということです。

以上です。

○経済産業省（東取引制度企画室長） 厳しい御指摘をありがとうございます。

貫徹小委の御指摘のところにつきましては、まさにその資金管理策として原賠機構に積立金を積み立てて、そこからお金を出していくというスキームがつけられた、先ほどおっしゃっていただいた基本的な考え方の下にそういうものができたと理解しております。先ほど申し上げたように、まさにここで言うところの廃炉に充てるそこから出てくるお金と、今回、安定状態維持と言っているものがコンタミしていないということは確認しているというのはそういう趣旨でございます。

ただ、いずれにしましても消費者の理解が得られにくいという御指摘を踏まえまして、ここにつきましてははっきり説明を尽くしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） そろそろ時間が迫っているので、宇田さん、最後に何か。

○宇田アドバイザー 先ほども申し上げたことなのですけれども、今回の不正とかカルテルはもちろんあってはならないことなただけけれども、こういうときにどう皆様方が対応されるのか。そのときに、電力会社からの資料をもってこうでしたと言われても、なかなか説得力がない。そうすると、皆さんのところで判断基準がないと、先ほどのように厳しめというのは、気合は分かるのだけれども、それはどの程度なのかとか、判断できないところなのですよ。

電取委さんが気合いを入れて厳しめと言っているから、それを信じるかということもあるかもしれませんが、よくよく見てと、先ほどのようにもともと高コストの企業の人たちがカルテルみたいなことをやった上での話なので、本当にそうなのかという感じがするのですね。

ですから、まず第1には、そういう不正があったときに、今回の規制料金についても、根っこにあるコストは共通なので、これが高止まりしたという可能性を常に前提として査定に当たる。

今まで本当にそこまで加味していたのかということについては疑問だったのですけれども、今回のお話の中で、高止まり、あるいはそれによってカルテルで上塗りされたという前提で、さらに厳しめにやられるということをお聞きしました。判断基準はないというのは今言ってもしょうがない話なので、これはそういうことで進めていただきたいということです。

もう一つは、今の判断基準がないということについてはゆゆしき問題なので、今のようなときに何をもってどう判断すればいいのかということに関して、中でよく議論をして、軸というか、そういうものを出していただきたい。今回それができていないということはしっかりおっしゃっていただいたので、現状それができていないということもよ

く分かりました。ですから、これからぜひそういうものをつくっていただきたいと思います。

必ずこういうのはフォローアップのところで、何となく時間がたつとみんな忘れてしまうみたいなことがありますけれども、ここで議論されたことは定期的にこういう形で公開をすとか、情報開示をしながら消費者の方々にも常に見ていただくような場も考えていただいたらいいのではないかと。そのほうが信頼性も増していくのではないかと思いますので、そういう点も含めてフォローアップということについては御検討いただくといいのではないかと思います。

私のほうは以上でございます。

○経済産業省（新川事務局長） 宇田先生、ありがとうございます。

まず、今回の3回の議論に限らず、その前の託送料金のときからもそうでございますし、今回の規制料金の改定も11月の末の申請の当初から大変お世話になりまして、いろいろな御議論をいただきましてありがとうございます。

宇田先生をはじめ、多くのアドバイザーの皆様、それから消費者庁からの御指摘について受けとめながら、今後の電力・ガス取引監視の行政を進めていきたいと思っております。

今、御指摘を受けましたような課題につきましてよくよく認識した上で、また今回の査定に加えてフォローアップについてももしっかり取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

○消費者庁（片岡政策立案総括審議官） ありがとうございます。

3回にわたるインテンシブな議論の結果、共通の理解は醸成されてきたかなと思っております。フォローアップをしっかりとっていくという話もございましたし、フォローアップの間口は狭めないということもございました。カルテルの影響があった前提で厳しい査定をするということでございましたので、基本的にはそういう方向でやっていただきたいと思います。

アドバイザーとの会合を3回させていただきましたけれども、基本的にはこれで終了ということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上